6　税　号　外
令和６年 12 月２日

給与支払者　様

福島県喜多方市長
（ 公 印 省 略 ）

令和６年分給与支払報告書作成時の留意事項について（依頼）

日頃より、当市税務行政につきましては、特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和７年度市民税・県民税・森林環境税の課税資料となります令和６年分給与支払報告書の作成・提出に際しましては、下記事項に御注意いただきますようお願い申し上げます。

記

1　提出期限について

給与支払報告書の提出期限は**令和７年１月 31 日**となっておりますが、事務処理の都合上、お早めの提出をお願いいたします。

2　給与支払報告書（個人別明細書）

⑴　受給者の「住所」は、単身赴任先に住民票を異動し生活の本拠（御家族の住所）が別の市区町村にある場合などの特殊なケースを除き、原則として令和７年１月１日（中途退職者については退職時）現在の住民基本台帳に記載されている住所（住民票上の住所）を確認して記入してください。

⑵　その他以下に示す留意事項は、市・県民税・森林環境税の課税計算に影響しますので、お間違えのないよう記載願います。

⑶　摘要欄の定額減税に係る詳細な記入方法については国税庁ＨＰ(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm)を御覧ください。

給与支払報告書（記入例）

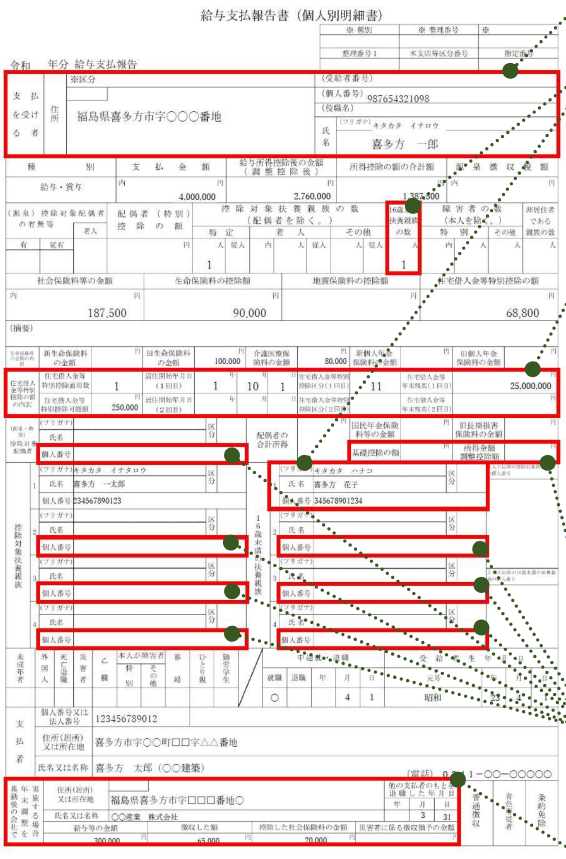

受給者の住所、氏名、ﾌﾘｶﾞﾅ、生年月日、個人番号は必ず記入してください。記載不備により該当者を特定できない場合、御連絡する場合があります。

16 歳未満の扶養親族（年少扶養）は、市・県民税・森林環境税の非課税基準の判定に用いますので、記入もれのないようお願いします。

住宅借入金等特別税額控除がある場合は、「居住開始年月日」及び「住宅借入金等特別控除区分」を必ず記入してください。

１：一般の控除（増改築を含みます。）
11：一般の控除のうち、特定取得に該当する場合
21：一般の控除のうち、特別特定取得に該当する場合
２：認定住宅の新築等に係る控除
12：認定住宅の新築等に係る控除のうち、特定取得に該当する場合
22：認定住宅の新築等に係る控除のうち、特別特定取得に該当する場合
３：特定増改築等住宅借入金等特別控除（省エネ改修・バリアフリー改修）
13：特定増改築等住宅借入金特別控除のうち、特定取得に該当する場合
４：震災特例法第13条の２第１項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」
24：震災特例法第13条の２第1項に該当するうち、特別特定取得に該当する場合

基礎控除及び所得金額調整控除（ある方）は必ず記載をお願いします。

扶養親族について、氏名とフリガナをフルネームで記入してください。個人番号についても記入してください。また、扶養親族がいない場合、個人番号欄は空欄としてください。

中途就職者で前職分が支払金額に合算されている場合には、前職分の支払者名、支払者住所、退職日、支払金額、社会保険料額、源泉徴収税額を必ず記入してください。

（事務担当　総務部税務課市民税班　℡(0241)24-5217）